

# 正誤表

この度は、日本非破壊検査工業会の書籍をご購入いただき誠にありがとうございます。  
ご購入いただいた「エックス線安全作業基準」に誤記載がございましたので、下記の通り訂正いたしますと共に  
お詫び申し上げます。

## 記

訂正箇所	誤	正
(参照法令) 電離放射線 障害防止規則 32P (警報装置等) 第十七条	事業者は、次の場合には、その旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。この場合において、その周知の方法は、その放射線装置を放射線装置室以外の場所で使用するとき、又は管電圧百五十キロボルト以下のエックス線装置は自動警報装置によらなければならない。	事業者は、次の場合には、その旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。この場合において、その周知の方法は、その放射線装置を放射線装置室以外の場所で使用するとき、又は管電圧百五十キロボルト以下のエックス線装置を使用するときを除き、自動警報装置によらなければならない。

以上